

2026.4 更新版

ひとり親家庭のために

(父または母が重度障害の家庭も対象となります)

児童扶養手当のしおり



児童扶養手当とは

ひとり親家庭の児童、または父若しくは母が国民年金法等による障害等級のほぼ1級程度の重度障害の状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童の父若しくは母、または、父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

(外国人の方についても支給の対象となります。)

綾 部 市

1 対象となる児童及び請求者

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（中程度以上の障害がある場合は20歳未満の児童）を監護している父（母）または父（母）に代わって児童を養育（児童と同居し、生計を維持していること）している人が請求者となります。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父（母）が死亡した児童
- (3) 父（母）が政令で定める重度の障害（別表）の状態にある児童
- (4) 父（母）の生死が明らかでない児童
- (5) 父（母）から1年以上遺棄されている児童
- (6) 父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (7) 父（母）が法令により1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで出産した児童

※監護：精神面等から児童の生活に種々配慮していること。同居・別居は問わない。

※遺棄：児童と同居せず扶養義務及び監護義務を全く放棄している状態。

ただし、上記の場合でも、次のいずれかにあてはまるときは、手当は支給できません。

- (1) 父（母）、養育者または児童が日本に住んでいないとき
- (2) 児童が里親に委託されているとき
- (3) 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、ショートステイを除く）に入所しているとき

2 認定・支給の方法

提出された請求の書類を審査し、市長が認定します。

認定されると証書（支給額、有効期限を記載）を交付するとともに、請求された月の翌月分から手当が支給されます。

支払いは、1月、3月、5月、7月、9月、11月に各2か月分（例えば5月は3、4月分）が請求者の指定された金融機関の口座に振り込まれます。

（通常各月11日。なお、11日が土、日、祝日にあたるときはその直前の金融機関の営業日となります。）

《ご注意》口座は、申請者名義のものに限られます。

3 請求先・認定機関

綾部市役所 健康こども部 子育て支援課 子育て担当

4 所得制限限度額について

この手当は、請求者及び生計を共にする扶養義務者の前年の所得額により支給額が決まります。
※この所得には、地方税法の非課税所得以外の所得としていますが、障害基礎年金等を受給されている方については、非課税の公的年金給付等を含めたくえで算出します。

◀ 所得額の計算方法 ▶

所得額 = 年間収入金額 - 必要経費（給与所得控除額等） + 前年の養育費の8割相当額

80,000円 (社会保険料相当・一律)	100,000円 (給与所得又は公的年金所得がある場合)	下記の諸控除
-------------------------	---------------------------------	--------

養育費は、父又は母が請求者の場合であって、児童の母又は父から前年に受け取った金品等のことを指します。

◇ 所得制限限度額表（令和8年4月1日現在）

扶養親族等の数	請求者（本人）		孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円未満	2,080,000円未満	2,360,000円未満
1人	1,070,000円未満	2,460,000円未満	2,740,000円未満
2人	1,450,000円未満	2,840,000円未満	3,120,000円未満
3人	1,830,000円未満	3,220,000円未満	3,500,000円未満
4人	2,210,000円未満	3,600,000円未満	3,880,000円未満
5人	2,590,000円未満	3,980,000円未満	4,260,000円未満

※ 請求者本人に、70歳以上の老人扶養親族がある場合は限度額に100,000円、19歳から22歳までの特定扶養親族（16歳から19歳未満の扶養親族を含む）がある場合は限度額に150,000円が加算されます。

※ 扶養親族とは、児童の数ではなく税法上の扶養親族の数です。

◇ 諸控除一覧表

障害者控除	270,000円	配偶者特別控除	当該控除額
特別障害者控除	400,000円	雑損控除	当該控除額
勤労学生控除	270,000円	医療費控除	当該控除額
寡婦控除	270,000円	小規模企業共済等掛金控除	当該控除額
ひとり親控除	350,000円	公共用地取得による土地代金等の特別控除	当該控除額

《ご注意》母または父が受給者の場合、寡婦控除・ひとり親控除は、諸控除の対象に含まれません。

配偶者及び扶養義務者に老人扶養親族がある場合の限度額加算内容は請求者本人のそれとは異なります。

5 手当額（月額）

＜令和8年4月1日現在＞

	支給対象児童1人	支給対象児童2人目以降
全部支給の場合	48,050円	児童一人につき、11,350円加算
一部支給の場合	48,040円～11,340円	児童一人につき、 11,340円～5,680円加算

※手当額は、物価指数の変動により改定される場合があります。

○一部支給額の計算方法（令和8年4月1日現在）

1人目 手当月額＝48,040円－〔（受給者の所得額－全部支給の所得制限限度額）×0.0264029〕

2人目以降 手当月額＝11,340円－〔（受給者の所得額－全部支給の所得制限限度額）×0.0040719〕

父（母）、養育者または児童が公的年金、遺族補償を受けることができるとき、児童が父（母）に支給される公的年金の加算対象になっているときは、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当が支給されます。ただし、障害基礎年金等を受給されている方は、障害基礎年金等の子の加算部分の額が、児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当が支給されます。

6 受給後の手続きについて

次のような場合は、届出をしてください。

◆有効期間を超えて、手当を引き続き受けるとき

…………… 現況届

手当を認定されている方（支給停止になっている方も含みます。）は、案内文書を送付しますので、毎年8月1日から8月31日までに現況届を添付書類や証書とともに、提出してください。

添付書類は、手当を受給している理由により異なるため、案内文書をご確認ください。

この届によって手当を引き続き受けられる資格があるかどうか審査し、この手当を引き続き受けられる場合には、新たに証書が交付されます。

この届は手当を引き続き受けられるためには絶対に必要なものですから、必ず提出してください。届け出がないと、手当を受けることができません。

また、遅れて出されると、手当の受け取りが遅れます。

《ご注意》

現況届を2年間続けて出さないままにしておくと、手当を受ける資格がなくなります。

また、所得制限により手当の支給が制限・停止になっている人が現況届を2年度分続けて出さない場合も同じように手当を受ける資格がなくなります。

◆氏名・支払金融機関を変えたとき

…………… 氏名変更・支払金融機関変更届

あなたや児童の氏名が変わったとき、または支払金融機関を変えたときには、届けてください。（マイナンバーの再発行等により、個人番号に変更があった場合も、届け出が必要です。）

《ご注意》

特に、支払金融機関を変えるとき（支店統廃合による口座番号の変更を含む。）や氏名変更により口座名義を変えたときに届け出をしないと手当を受けることができませんので、注意してください。

◆手当を受ける資格がなくなったとき…………… 資格喪失届

◆監護（養育）する児童が減ったとき…………… 減額改定届

手当を受ける資格がなくなる場合の主な例は次のとおりですので、このような場合には、資格喪失届または減額改定届を提出してください。（児童が18歳年度末に到達したときも資格喪失となりますが、この場合は届け出の必要はありません。）

- (1) 受給者が婚姻したとき（婚姻届を出していないが、事実上生活を共にしている場合や住民票で婚姻関係と同様の状態と判断できる場合などを含みます。）
- (2) 受給者が児童を監護（養育）しなくなったとき
- (3) 児童が受給者以外の父または母と同居するようになったとき
- (4) 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、ショートステイを除く。）に入所したとき
- (5) 受給者または児童が日本に住まなくなったとき
- (6) 受給者または児童が死亡したとき
- (7) 遺棄の状態でなくなったとき（支給事由が「遺棄」の場合のみ）
- (8) 父または母の拘禁が終了したとき（支給事由が「拘禁」の場合のみ）
- (9) 児童が婚姻したとき（婚姻により成人とみなされ児童でなくなります。）
- (10) その他手当を受ける資格がなくなったとき
- (11) 受給資格を辞退したとき

《ご注意》

届け出をしないままに手当を受けていますと、受ける資格がなくなった月の翌月から過払いとなり、その期間受け取った手当全額を後日返していただくことになります。

◆あなたが扶養義務者と同居するようになったとき、

扶養義務者と別居するようになったとき、

又は届出済の所得について修正申告をしたとき…所得状況の変更届

扶養義務者と同居するようになった月または別居するようになった月の翌月から、手当の支給が停止になる場合や、支給停止が解除となる場合がありますので、住所変更の際手続きを忘れないようにしてください。

◆障害や在留の有期認定期間の期限がきれるとき……………障害状況届等

- (1) あなた、または児童が外国籍で在留期限がある場合
- (2) 父または母・児童（18歳以上）が障害を理由に手当を受けている場合
所定の手続きをしてください。

父または母・児童（18歳以上）が障害を理由に手当を受けている場合は、診断書等を提出して引き続き手当を受けられるか、判定・審査が必要となります。

《ご注意》

提出期限（有期認定期間の終期）までに届を出さないと、再認定されても請求の翌月からの手当の受け取りとなり、手当の一部が受け取れない場合があります。

◆証書をなくしたとき……………証書亡失届

証書をなくしたり、破ったり、汚したときには届出をしてください。新しい証書をお渡しします。

◆住所が変わるとき……………住所変更届

- (1) 他市町村に住所が変わるとき（転出）
綾部市に住所変更届（転出用）を提出し、転出先で住所変更届（転入用）を提出してください。
これまでの手当を受ける資格がそのままであれば、引き続き手当を受けられます。
- (2) 綾部市内で住所が変わるとき（転居）
住所変更届を提出してください。添付書類が必要な場合はご案内します。

《ご注意》

届け出をしないまま手当を受けていますと、受けていた手当を後で返していただく場合があります。

◆養育する児童の人数が増えるとき

……………額改定請求書

引き取り等により監護（養育）する児童が増えたときは、増額の請求書を提出してください。

《ご注意》

増額の請求をされた翌月から手当額が増額になります。

◆その他

障害の状態にある児童が18歳の年度末を過ぎるときに下記の障害の状態にある場合は、引き続き20歳未満まで手当を受けることができます。

- (1) この手当を受けている途中で、児童が中程度以上の障害の状態になった場合
- (2) すでに特別児童扶養手当を受けている場合

災害により住宅等に損害を受けたときは所得の支給制限の特例を受けられる場合があります。
被災から14日以内に届け出の必要があります。

- ◇ 証書は児童扶養手当を受ける資格があることを証する書類ですから必ず受領し大切に保管してください。証書を他人に譲り渡したり、質に入れることはできません。
- ◇ 偽り、その他不正の手段により手当を受けた者は、児童扶養手当法第35条の規定により、罰せられることがあります。

7 受給開始後の手当額の減額について

手当の支給開始月の初日から起算して5年、または手当の支給要件に該当することになった日の属する月の初日から起算して7年を経過したときには、手当額が減額されます。

ただし、次のような要件に当てはまる場合には手当は減額されません。

- ・働いている（アルバイト可） ・就職活動中 ・身体または精神に障害がある ・病気やケガで働けない
- ・子どもや家族の介護で働けない

減額の対象者には通知を行います。「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」と雇用証明書等の添付書類の提出があれば、減額はされません。



父または母の障害について

父または母の障害とは、以下に該当する場合をいいます。

- 1 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視野点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視または介護を必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

備考：視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

お問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市役所 健康こども部 子育て支援課 子育て担当

TEL (直通) 42-4252

(代表) 42-3280